

香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 香川発スタートアップ 県内に本店登記されている又は主要な事業所を有している未上場の企業であって、新しい技術やビジネスモデルを有し、成長が期待される企業をいう。
- (2) 県内事業者 県内に事業所を置く企業（個人事業主を含む）、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、農業法人、NPO法人、学校法人、教育機関、協同組合、地方公共団体、その他知事が適当と認める団体をいう。

(交付の目的)

第3条 知事は、県内事業者が、香川発スタートアップの独自性のある製品・サービスを導入利用して人手不足等の課題解決や生産性向上を図る取組みを支援するとともに、成長が期待される香川発スタートアップの販路拡大、ひいてはスタートアップのロールモデルの創出につなげていくことを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、第2条第2号に規定する県内事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 香川県税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政党その他の政治団体
- (5) 宗教上の組織または団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）
- (6) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、県内事業者が、香川発スタートアップの独自性のある製品・サービスを導入利用して人手不足等の課題解決や生産性向上などを図る取組みであって、第7条に規定する補助対象経費の合計額が30万円以上のものとし、知事が適当と認めるものとする。

(補助対象となる製品・サービス)

第6条 この補助金の対象となる製品・サービスは、次のいずれかに該当する香川発スタートアップが提供するものであって、独自性を有し、県内事業者の課題解決や生産性向上に資するものとする。

- (1) 国が選定するJ-Startup又はJ-Startup WEST選定企業
- (2) 香川県が実施する香川県ビジネスチャレンジコンペ受賞企業
- (3) その他、上記に相当するものとして知事が別途定める企業

2 知事は、この補助金の対象となる製品・サービスについて、あらかじめ登録を行う。

3 前項の登録を受けようとする香川発スタートアップは、別に定める要領により、知事に申請を行うものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、前条に規定する香川発スタートアップの製品・サービスの導入利用に要す

る経費（消費税及び地方消費税は除く。）とし、その範囲は別表のとおりとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条の補助対象経費に別表の補助率を乗じた額又は別表の補助上限額の少ないほうの額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助事業期間）

第9条 補助事業期間は、第11条の規定による交付決定の日から補助事業が完了した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容変更等）

第12条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合などの軽微な変更を行う場合を除く。

2 知事は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。

3 補助事業者は、住所に変更が生じた場合等、申請書の記載内容に変更が生じた場合（第1項の規定により承認を受けなければならない場合を除く。）には、登録変更届（様式第4号）を、知事に速やかに提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 知事は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要であると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等について報告を求めることができる。

（実績報告書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第7号）に、知事が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された書類に不備があるときは、補助事業者に対し、補正を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第 17 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助金額確定通知書（様式第 8 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 18 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式第 9 号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の支払）

第 19 条 知事は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 20 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 第 4 条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- （3） 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- （4） 補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
- （5） 補助金を交付の目的外に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 21 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分制限）

- 第 22 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械装置、工具器具又は構築物等とする。
- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の経理）

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から 5 年間、保存しなければならない。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

- 第 24 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条及び第 18 条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 7 条、第 8 条関係)

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
製品の取得 の場合	・製品の取得費用 ・製品の取得に伴う付帯費用 (コンサルティング費、運搬費、施工費等)	補助対象経費 の1/2以内	200万円
製品のレンタル (試し利用) の場合	・製品のレンタル(試し利用)料 ・製品のレンタル(試し利用)に伴う付帯費用 (コンサルティング費、運搬費、施工費等) ※当該年度の2月末までの利用に限る	補助対象経費 の2/3以内	100万円
サービス利用 の場合	・サービス利用料 ・サービス利用に伴う付帯費用 (コンサルティング費、システム改修費等) ※当該年度の2月末までの利用に限る	補助対象経費 の2/3以内	100万円

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地 (郵便番号・所在地)
申請者 (名称及び代表者職・氏名)

連絡担当者 (職・氏名)
電話番号
E-Mail

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付申請書

香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の内容
(別紙1) 事業計画書のとおり

- 2 補助対象経費合計額及び補助金交付申請額
補助対象経費合計額 (税抜) 円
補助金交付申請額 円

- 3 添付書類
(1) 別紙1 事業計画書
(2) 別紙2 香川発スタートアップの確認書
(3) 見積書の写し
(4) 香川県税に滞納がないことを証する納税証明書
(5) 事業内容及び県内に事業所があることを確認できる書類

事業計画書

1 申請者情報

名 称		
	代表者職 ・氏名	
設立年月日		
本 店 所 在 地	〒 -	
補助事業を行う 県内事業所 所 在 地	〒 - ※上記と異なる場合にのみ記入。	
連 絡 先	TEL	
	E-mail	
業 種		
申請に係る 誓約	<p>当社は、香川県が定める「香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に記載の内容を了解したうえで、下記の事項について誓約します。</p> <p>なお、貴県が必要であると判断した場合には、関係機関に事実関係の照会・提供を行うことについて承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 香川県税を滞納していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の事業者・団体に該当していません。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政党その他の政治団体 ・宗教上の組織または団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。） </div> <p><input type="checkbox"/> 補助金の申請を行う事業について、国（独立行政法人を含む）、県、市町、財団等の公的機関からの補助金、助成金等を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等を遵守するとともに、香川県から指示があった場合は当該指示に従います。</p>	
※該当するもの 全てに✓		

2 事業内容等 ※審査は書面のみで行いますので、具体的かつ詳細に記載してください。

導入利用する 製品サービス	名称・型式			
	数量		カタログ 番号	
導入区分 ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> 製品の取得 <input type="checkbox"/> 製品のレンタル（試し利用） <input type="checkbox"/> サービスの利用			
利用場所				
導入時期 ※製品取得の場合は 取得時期(3月20日 まで) ※レンタル・サービス 利用の場合は利用期 間(2月末まで)				
具体的な 利用方法				
導入利用のねら い、期待できる 効果 ※課題解決や生産性 向上の効果を具体 的に記載				

3 補助事業対象経費

経費の内容	補助対象経費 (税抜)
	円
	円
	円
	円
	円
	円
① 補助対象経費合計額	円
※補助対象経費の合計額は、30万円以上である必要があります。	

② ① × 補助率 $\left(\begin{array}{l} \text{製品の取得の場合} \quad \dots 1/2 \\ \text{製品のレンタル(試し利用)の場合} \dots 2/3 \\ \text{サービス利用の場合} \quad \dots 2/3 \end{array} \right)$ の金額	円
※1,000円未満の端数は切り捨ててください。	
③ 補助金交付申請額 $\left(\begin{array}{l} \text{(上限額)} \\ \text{製品の取得の場合} \quad \dots 200 \text{万円} \\ \text{製品のレンタル(試し利用)の場合} \dots 100 \text{万円} \\ \text{サービス利用の場合} \quad \dots 100 \text{万円} \end{array} \right)$	円
※交付申請額は、②の金額又は上限額の少ないほうの金額です。	

※ 記入欄が不足する場合は、適宜、記入欄を追加すること。

※ 補助対象経費合計額と補助金交付申請額は様式第1号に記載する額と一致させること。

確認書

香 川 県 知 事 殿

「 年度香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金」に係る下記の申請について確認しました。

記

申 請 者	
補助対象の製品・サービス	
補 助 金 交 付 申 請 額	円

令和 年 月 日

法人名： _____

代表者： _____ 印

様

香 川 県 知 事

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった上記の補助金については、下記のとおり交付することと決定したので、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費合計額及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費合計額（税抜）	円
補助金の額	円
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に、導入区分に応じた補助率を乗じて得た額と補助金交付決定額のいずれか低い方の額とする。
- 4 補助事業を実施する者は、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号・所在地）
申 請 者 （名称及び代表者職・氏名）

連絡担当者 （職・氏名）
電 話 番 号
E-M a i l

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金
に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の実施計画
を下記のとおり変更したいので、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付
要綱第12条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の補助対象経費合計額及び補助金交付申請額
補助対象経費合計額（税抜） 円
補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
(1) 別紙 経費配分表
(2) 見積書の写し

経費配分表

(単位：円)

経費の内容	補助対象経費 (税抜)	
	変更前	変更後
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
① 補助対象経費合計額 ※補助対象経費の合計額は、30万円以上である必要があります。	円	円

② ①×補助率 $\left(\begin{array}{l} \text{製品の取得の場合} \quad \dots 1/2 \\ \text{製品のレンタル (試し利用) の場合} \dots 2/3 \\ \text{サービス利用の場合} \quad \dots 2/3 \end{array} \right)$ の金額 ※1,000円未満の端数は切り捨ててください。	円	円
③ 補助金交付申請額 $\left(\begin{array}{l} \text{(上限額)} \\ \text{製品の取得の場合} \quad \dots 200 \text{万円} \\ \text{製品のレンタル (試し利用) の場合} \dots 100 \text{万円} \\ \text{サービス利用の場合} \quad \dots 100 \text{万円} \end{array} \right)$ ※交付申請額は、②の金額又は上限額の少ないほうの金額です。	円	円

※ 記入欄が不足する場合は、適宜、記入欄を追加すること。

※ 変更後の補助対象経費合計額と補助金交付申請額は、様式第3号に記載する額と一致させること。

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号・所在地）
申 請 者 （名称及び代表者職・氏名）

連絡担当者 （職・氏名）
電 話 番 号
E-M a i l

登 録 変 更 届

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった補助事業について、登録事項の一部に変更が生じたので、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、届け出ます。

変更事項 (該当する番号に○)	変 更 前 (変更事項のみ記入)	変 更 後 (変更事項のみ記入)
1. 住所の変更 2. 代表者の変更 3. その他 ()		

(注) 変更内容が確認できる書類（履歴事項全部証明書等）を添付すること。

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号・所在地）
申 請 者 （名称及び代表者職・氏名）

連絡担当者 （職・氏名）
電 話 番 号
E-M a i l

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金
に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業を下記のと
おり中止（廃止）したいので、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要
綱第13条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期
- 3 現在までの進捗状況
- 4 現在までに補助事業で支出した経費（該当する記号に○をつけ、必要事項を記入）
 - 1 無
 - 2 有 約 _____ 万円
- 5 添付書類
中止（廃止）の理由を説明する資料

（注）様式第5号は1頁内に収め、記載しきれない場合は本紙に概略を記載し、詳細は別用紙に記載すること。
なお、中止（廃止）の承認を受け交付決定が取り消された者に対しては補助金の交付は行わない。

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号・所在地）
申 請 者 （名称及び代表者職・氏名）

連絡担当者 （職・氏名）
電 話 番 号
E-M a i l

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金
に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業の遅延等について、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 これまでの補助事業の実施に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して講じた措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
遅延等の理由を確認できる書類

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号・所在地）
申 請 者 （名称及び代表者職・氏名）

連絡担当者 （職・氏名）
電 話 番 号
E-M a i l

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金
に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業を 年
月 日付けで完了しましたので、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交
付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び補助金の精算額
（1）補助金の交付決定額 円
（2）補助金の精算額 円
- 2 補助事業完了年月日
年 月 日
- 3 添付書類
（1）別紙1 事業実施報告書
（2）別紙2 補助対象経費総括表
（3）別紙3 取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）
（4）証拠書類一式

（注）別紙3は該当ある場合のみ添付すること。

事業実施報告書

導入利用した 製品サービス	名称・型式			
	数量		カタログ 番号	
導入区分 ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> 製品の取得 <input type="checkbox"/> 製品のレンタル（試し利用） <input type="checkbox"/> サービスの利用			
利用した場所				
導入した時期 ※製品取得の場合は 取得時期(3月20日 まで) ※レンタル・サービス 利用の場合は利用期 間(2月末まで)				
具体的な 利用方法				
導入利用の効果				
製品・サービス を利用した感想 や要望、改善点 ※スタートアップにフ ィードバックします				

※導入利用の様子が分かる写真等を添付してください。

補助対象経費総括表

(単位：円)

経費の内容	補助対象経費 (税抜)	
	計画	実績
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
① 補助対象経費合計額 ※補助対象経費の合計額は 30 万円以上である必要があります。	円	円

② ①×補助率 $\left(\begin{array}{l} \text{製品の取得の場合} \quad \dots 1/2 \\ \text{製品のレンタル (試し利用) の場合} \dots 2/3 \\ \text{サービス利用の場合} \quad \dots 2/3 \end{array} \right)$ の金額 ※1,000 円未満の端数は切り捨ててください。	円	円
③ 補助金請求予定額 ※補助金請求予定額は、②の金額又は交付決定額の少ないほうの金額です。		円

※記入欄が不足する場合は、適宜、記入欄を追加すること。

※計画欄には様式第 1 号別紙 1 「3 補助事業対象経費」の金額 (補助要綱第 12 条第 1 項に基づく変更承認を受けた場合は、その承認された額) を記載すること。

※支出証拠書類を添付すること。

様式第7号 別紙3

香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）

補助事業者名

管理責任者職・氏名

区分 (注2)	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注3)	単価(円)	金額(円) (注1)	取得年月日 (注4)	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税抜き)以上の財産とする。

(注2) 区分は(イ)機械装置、(ロ)工具器具、(ハ)構築物、(ニ)その他、とすること

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

様

香 川 県 知 事 印

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱第17条の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定額	金	円
補助金確定額	金	円

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号・所在地）
申 請 者 （名称及び代表者職・氏名）

年度 香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について香川発スタートアップの製品等導入利用支援補助金交付要綱第18条の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

金 円也

振 込 先	金 融 機 関 名	
	（ 支 ） 店 名	
	口 座 種 目	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

責任者 職 氏名	
担当者 職 氏名	

連 絡 先	電話番号	
	E-Mail	